

## 営業届出対象外業種について

### 改正の趣旨

- ◆ 法第57条第1項において、営業の届出制度の対象外として、公衆衛生に与える影響が少ない営業を政令で定めるとされていることから、当該営業を定める。
- ◆ 「公衆衛生に与える影響が少ない営業」とは、取り扱う食品の態様やその業態からみて、営業届出の対象となる業種よりも食中毒などのリスクが低く、保健所がその所在や事業内容を把握して積極的に監視指導を行っていく必要性に乏しい業種である。これらの業種は、一般衛生管理の実施が衛生管理の主たる部分であることに加え、過去に大規模又は重大な食中毒事故等の例が見られないことから、営業許可や営業届出の制度を通じて、保健所が積極的な指導を行わずとも、必要な衛生管理の確保が期待される。

### 主な留意点

- ◆ 届出対象外業種については、施行規則第66条の2第4項の規定により必要に応じてHACCPに沿った衛生管理を行うこととしている。

## 食品又は添加物の輸入業(第1号関係)

### 定義

- ◆ 食品又は添加物の輸入をする営業

### 営業届出の対象外とする考え方

- ◆ 輸入業の特性として、その取引は伝票のやりとりを中心として行われ、食品等に直接変更を加えるものではなく、汚染や腐敗・変敗が生じにくいと考えられ、一般衛生管理が衛生管理の大部分を占め、また、過去に大規模又は重大な食中毒事故の事例が見られないことから、営業届出の対象から除くことが適当。

### 定義

- ◆ 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）

### 営業届出の対象外とする考え方

- ◆ 倉庫業や運送業の特性として、衛生管理は荷主の指示、契約に従って行われ、預かっている貨物の内容物を自らの判断で措置することは行われなないことなどから、一般衛生管理が衛生管理の大部分を占め、また、過去に大規模又は重大な食中毒事故の事例が見られないことから、営業届出の対象から除くことが適当。
- ◆ なお、定義の括弧書は「貯蔵」のみに係るものであり、冷凍・冷蔵車による営業は営業届出の対象外となる。

### 定義

- ◆ 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業

### 営業届出の対象外とする考え方

- ◆ 冷凍又は冷蔵を必要とせず、長期保存が可能な、容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品、添加物(カップ麺や包装されたスナック菓子等)に関しては、取り扱う者の手に直接触れることもなく、交差汚染や腐敗・変敗が生じにくいと考えられ、一般衛生管理が衛生管理の大部分を占め、また、過去に大規模又は重大な食中毒事故の事例が見られないことから、営業届出の対象から除くことが適当。
- ◆ なお、自動販売機のうち自動調理機能を有さず、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合に腐敗・変敗しない食品のみを取り扱うものに関しても、本号の対象であり、営業届出の対象から除かれる。

### 定義

- ◆ 器具又は容器包装（合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業

### 営業届出の対象外とする考え方

- ◆ 改正法において、器具・容器包装の原材料は、安全が担保されたもののみの使用を可能とするポジティブリスト制度を創設し、その中で、適正な製造管理の実施、ポジティブリスト制度適合性に係る情報の伝達が新たに規定されている。
- ◆ ポジティブリスト制度の対象となる材質（合成樹脂）が使用された器具・容器包装を製造する事業者について、必要に応じて適正な製造管理の実施等について監視指導を行えるよう、届出の対象とし、事業者を把握することとなる。
- ◆ 他方で合成樹脂以外の材質が使用された器具・容器包装の製造業者に関しては、現時点で、一般衛生管理による衛生管理が適切と考えられることから、営業届出の対象から除くことが適当。

### 定義

- ◆ 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

### 営業届出の対象外とする考え方

- ◆ 輸入業の特性として、その取引は伝票のやりとりを中心として行われ、食品等に直接変更を加えるものではなく、また、食品等の輸入に関しては既に法第27条に基づく輸入の届出が義務付けられていることから、営業届出の対象から除くことが適当。
- ◆ また販売業に関しても、既製品としての食品用器具・容器包装を販売しているに過ぎず、食品等への直接的な汚染を招くことが考えにくく、一般衛生管理が衛生管理の大部分を占める。また、過去に大規模又は重大な食中毒事故の事例が見られないことから、営業届出の対象から除くことが適当。